

青梅市の公の施設指定管理者評価シート

令和2 年度実施分

施設名	青梅市福祉センター		
指定管理者名	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会		
指定管理期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	担当課	高齢者支援課
設置目的	市民の福祉を増進し、生活の向上を図るため。		

評価ランク	評価内容
S	協定等を遵守し、仕様よりも優れた管理であった。
A	協定等を遵守し、仕様に沿った管理であった。
B	協定等を遵守し、おおむね仕様に沿った管理であったが、一部に課題があった。
C	協定等を遵守できず、仕様に沿った管理ができなかった。

評価項目	評価内容	評価方法	指定管理者 評価	評価理由	担当課 評価	
管理状況	適性な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。 ・業務の履行(清掃・巡回の回数など)は適切か ・人員配置は適切か。 ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など	作業日報 各種点検報告書等	S	協定書に基づき適正に管理している。受付混雑時や教養講座等の管理業務に社会福祉協議会職員も対応した。	S
	事業報告	定められた期間での報告および連絡が指定管理者からされているか。	月報	A	協定書に基づき適正に報告している	A
	安全性の確保	管理区域内の安全性については十分に確保されているか。 ・施設の安全性は確保されているか ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など	作業日報 保安警備日誌	A	協定書に基づき適正に実施している。	A
	法令等の遵守	個人情報保護のための体制、書類および情報の整理および保管等は適正であるか。 ・市への報告は適時、適切にされているか など	協定書 現地確認	A	基本協定書の別記1「個人情報保護に関する共通仕様書」に基づき、適切に管理している。	A
	業務記録	業務等の記録は、適正に作成、整理および保管がされているか。	現地確認	A	協定書に基づき適正に作成・管理している	A
	緊急時対応	災害時等の緊急時の体制は整っているか。	福祉センター 消防計画	A	青梅市福祉センター消防計画を職員および施設関係者に周知している。	A
		災害時等の緊急時の対応研修、訓練等を行っているか。	福祉センター 消防計画	A	9月、3月の年に2回、職員および施設関係者により防災訓練を実施した。	A
適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか ・建物や器具の破損、物品の紛失等はあるか など	現地確認	S	経年劣化に伴う建物、器具の破損等は行政と連携し適切に修繕・管理している	A	
事業効果等	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか ・事業の計画、実施、成果は計画どおりか など	事業計画書	A	事業計画書に基づきサービスの提供を行っている。	A
	利用の状況	事業計画どおりの利用状況となっているか ・利用者は事業計画どおりか(環境の変化など外部要因を考慮)	事業報告書	A	事業計画書どおりの利用状況となっている。	A
	利用者意見の収集	利用者アンケート等を年1回以上実施し、利用者意見の収集をおこなっているか				
		利用者の満足度を得られているか ・職員の接客対応、利用条件等は適切か	業務マニュアル	S	福祉センター条例に基づき利用して頂き、受付職員の接客対応には常に資質向上に努めている	A
	利用者意見に対する対応	利用者アンケート等による意見に対し、適切に改善策が講じられているか	現地確認	A	利用者意見に対し、適切かつ迅速に対応している	A
	行政目的の達成	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の設置目的を達成しているか ・市および関係機関との連携が適切に行われているか など	協定書 現地確認	A	協定書に基づき行政と連携を図り目的を達成している	A
その他提案内容等	指定管理者選定時に提案のあった事項等について、提案とおりに実施できたか					

会計	処理	管理業務の会計に関する帳簿、書類の整備および保存は適正にされているか。	社会福祉協議会経理規定	A	青梅市社会福祉協議会経理規定に基づき適正に処理している	A
	管理	現金等の管理は適正であるか。また、金庫等の鍵の管理は適正であるか。	現地確認	A	青梅市社会福祉協議会経理規定に基づき適正に管理している	A
収支状況	施設の収支決算状況	赤字決算に陥っていないか。予算と決算に大きな相違があった場合はその相違の理由が的確である。	収支計算書 事業活動計算書 貸借対照表	A	別添決算書のとおり決算状況	A
	指定管理者の収支決算状況	経常利益率(経常利益÷売上高×100(当期経常増益額÷経常利益×100))がプラスになっており、赤字決算に陥っていない。				
		借入金に依存した資本構造ではなく、自己資本比率(自己資本(または正味財産)÷総資本×100)が30%以上となっている。				

評点	数	記入欄
S	3	<p>1 令和2年度は、例年の運用に加え、新型コロナウイルス感染症の係る感染対策を実施することができた。</p> <p>(1) 来所者の体温を非接触にて測定するとともに、マスク非装着者に対して、マスクをするよう警告する機器を導入した。</p> <p>(2) 消毒液を購入し、来所者、従業員とも頻繁な消毒を行えるようセンター内に配置した。</p> <p>(3) 市の他の施設と同様に、集会室の定員を1/2に設定するとともに、窓がなく換気ができない和室を使用禁止とした。</p> <p>(4) 集会室の利用者に対して、マスクの着用、換気、使用物の消毒など、青梅市福祉センター利用ガイドラインの徹底に努めた。</p> <p>(5) 福祉センター関係者内で、東京都社会福祉協議会の感染対策ガイドラインを周知するとともに、ガイドラインに沿った感染対策に努めた。</p> <p>(6) 福祉センター関係者に感染者および濃厚接触者が出た場合の対応について、マニュアルを策定し、有事の際の対応について関係者内で共有した。</p> <p>2 福祉センターは、建設されてからかなりの年数が経過しているため、利用者に不快感を与えぬよう、毎日清掃を行うとともに、新型コロナウイルス感染予防の観点から施設内の消毒も行った。</p> <p>3 新型コロナ感染症による緊急事態宣言が解除された際の受付混雑時には、社会福祉協議会職員も動員して対応した。</p> <p>4 簡易修繕は、迅速に対応し速やかな改善に努めた。</p> <p>5 福祉センターの老朽化による不具合等は、今後も予期せず発生する事が予想される。器具の故障等も含め担当課と連携し、利用者に満足できる施設運営に努めていく。</p>
A	13	
B	0	
C	0	

2. 市の評価、意見等

評点	数	記入欄
S	1	<p>青梅市福祉センターの指定管理について、協定書および評価項目に従い評価した結果、適正に管理運営がされていることを確認した。</p> <p>本施設については、新築から50年近く経過しており、設備の老朽化が一層進行していることに加え、施設の存続についても先の見通しが不透明な状態であるが、その中においても円滑な管理運営がなされており、事業報告書、利用状況報告等の各種報告事項や、施設設備の保守等についても、適切な管理が行われていたといえる。</p> <p>令和2年度は建物の老朽化に伴う不具合、特に水回りや空調機器の故障が多発したが、その都度協議、対応等を迅速に行っており、極力コストを掛けることなく施設・設備の延命について適切に対応したことから、今後も良好な施設運営が期待できる。</p>
A	15	
B	0	
C	0	